

○休業補償等を特別補償経理から支出する期間について

〔平成 16 年 3 月 31 日地基企第 27 号  
各 支 部 長 あ て 理 事 長〕

地方公務員災害補償基金定款（以下「定款」という。）の一部変更及び地方公務員災害補償基金業務規程（昭和 42 年地基規程第 1 号）の一部改正に伴い、休業補償及び休業援護金を特別補償経理から支出する期間については、平成 16 年 4 月 1 日以降に支給すべき事由が生じたものについて、下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施に遺漏のないように願います。

なお、「休業補償等を特別補償経理から支給する期間の取扱いについて」（平成 3 年 2 月 20 日地基企第 7 号）は、平成 16 年 3 月 31 日をもって廃止します。

記

定款第 24 条第 3 項の「療養のため勤務することができなくなった日から起算して 3 年を経過した日までの間」とは、同一災害について、療養のため勤務することができなくなった日（再発の場合にあっては、初発傷病について療養のため勤務することができなくなった日）から起算して暦年で 3 年目の起算日に応答する日までの間をいうものであること。例えば、療養のため勤務することができなくなった日（通常は災害発生の日）が平成 16 年 4 月 1 日である場合には、同日から平成 19 年 4 月 1 日までの間をいうものであること。したがって、その 3 年を経過した日の翌日に当たる平成 19 年 4 月 2 日以降に支給すべき事由が生じた休業補償及び休業援護金は、普通補償経理から支出するものであること。